

猪名川町耐震改修促進計画

平成28年10月

猪名川町

目 次

1 計画概要	
(1) 計画策定の趣旨	1
(2) 計画期間	1
2 猪名川町で今後発生が想定される地震規模、被害の状況	2
3 住宅・建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する現況と目標	
(1) 住宅耐震化の現況と目標	3
(2) 多数の者が利用する建築物耐震化の現況と目標	4
【参考】 町有建築物の耐震基準の現況（平成27年度時点）	6
4 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策	
(1) 基本的な取り組み方針	7
(2) 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための支援策	7
(3) 安心して耐震改修を行うことができるようにするための環境整備	8
(4) 大地震時に備えた住宅・建築物に関する事前の予防策	8
(5) 優先的に耐震化に着手すべき建築物	9
5 建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及に関する事項	
(1) 相談体制の整備	10
(2) 自治会等との連携	10
(3) 関係団体との連携	10
(4) 草の根意識啓発活動	10
6 建築基準法による勧告又は命令等について所管行政庁との連携に関する事項	10
用語説明	11

1. 計画概要

(1) 計画改定の趣旨

平成7年1月に発生した阪神・淡路大震災では、県内で240,956棟の家屋が全半壊し、6,434名の尊い命が犠牲となった。地震直後に発生した死者（約5,500名）の約9割は、住宅・建築物の倒壊等によって命を奪われたものであることが明らかになっており、住宅・建築物の耐震化の重要性が認識されている。

この教訓を踏まえ、平成18年1月に「建築物の耐震改修の促進に関する法律（以下「法」という。）」が改正され、都道府県、市町村において耐震改修促進計画の策定が求められたことを受けて、兵庫県では、同法に基づく「兵庫県耐震改修促進計画」を策定した。

また、平成23年3月の東日本大震災により甚大な被害が発生したことから、平成25年11月に法が改正され、一定規模以上の多数利用建築物等について耐震診断の実施が義務付けられたほか、耐震改修計画の認定基準が緩和されるなどの措置が講じられたことを受けて、本町において、平成25年9月に「猪名川町耐震改修促進計画」を策定した。

その後、平成28年3月、兵庫県耐震改修促進計画が改定されたことを勘案し、近年発生している大地震、将来懸念されている南海トラフをはじめとした、東南海・南海地震などの大地震がいつ、どこで発生してもおかしくない状況の中、地震時における住民の安全・生命を確保するためには、引き続き住宅・建築物の耐震化を計画的に促進する必要があることから、本計画を改定する。

$$\text{耐震化率} = \frac{\text{昭和56年5月以前に着工した建築物のうち耐震性に劣る建築物（棟数又は戸数）}}{\text{全ての建築物（棟数又は戸数）}}$$

(2) 計画期間

本計画の計画期間は、平成28年度から平成37年度までの10年間とする。

なお、社会情勢の変化や事業の進捗状況等を勘案し、中間5年目にあたる平成32年度に進捗状況を検証し、必要に応じて本計画の見直しを行う。



2. 猪名川町で今後発生が想定される地震規模、被害の状況

猪名川町内で今後甚大な被害の発生が想定される地震の物的被害・人的被害について、その大きさや被害状況が、平成27年度に修正された猪名川町地域防災計画の中で、次の表のとおり示されている。

対象地震		南海トラフ	上町 断層帯	六甲・淡路島 断層帯	有馬-高槻 断層帯	三峠-京都西山 断層帯	猪名川町 直下		
種類		海溝型	内陸型 (県外断層)	内陸型 (県内断層)	内陸型 (県内断層)	内陸型 (県外断層)	内陸型 (県内断層)		
地震の大きさ		M9.0	M7.5	M7.9	M7.7	M7.6	M6.9		
震度		震度5強	震度6弱	震度6強	震度6弱	震度5強	震度6強		
発生確率(30年以内)		70%程度	3%以上	0.1~3%	0.1%未満	0.1~3%	-		
物的被害 (棟)	全壊	揺れ	3	16	88	110	2	198	
		液状化	0	4	5	5	2	6	
		崖崩れ	0	6	-	-	-	-	
		合計	3	26	93	115	4	204	
	半壊	揺れ	94	303	705	866	84	1,097	
		崖崩れ	1	15	-	-	-	-	
		合計	95	318	705	866	84	1,097	
	焼失	火災	0	1	2	2	1	3	
	人的被害 (人)	死者	建物倒壊	0	1	6	7	0	13
			火災	0	1	1	1	1	1
崖崩れ			0	0	-	-	-	-	
道路被災			0	0	-	-	-	-	
鉄道被災			0	0	-	-	-	-	
合計			0	2	7	8	1	14	
負傷者		建物倒壊	24	34	88	110	9	151	
		崖崩れ	0	1	-	-	-	-	
		道路被災	0	0	-	-	-	-	
		鉄道被災	0	0	-	-	-	-	
		合計	24	35	88	110	9	151	
重傷者		建物倒壊	1	1	4	6	0	10	
		道路被災	0	0	-	-	-	-	
		鉄道被災	0	0	-	-	-	-	
		合計	1	1	4	6	0	10	

注：建物倒壊による死者・負傷者・重傷者は、冬早朝5時に地震が発生した場合の値
火災による死者は、冬夕方18時に風速6m/s以上で地震が発生した場合の値

資料：南海トラフ地震：「兵庫県 南海トラフ巨大地震津波被害想定」（平成26年6月兵庫県発表）
その他の地震：「兵庫県の地震被害想定」（平成21~22年兵庫県実施）

想定される地震被害を未然に防ぐために、計画的に旧耐震基準の建築物の耐震改修を促進する必要がある。

3. 住宅・建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する現況と目標

(1) 住宅耐震化の現況と目標

- ① 住宅耐震化の現況（H27年時点）
住宅の耐震化の現況は、住宅・土地統計調査結果（平成25年度）より推計した。
- ② 住宅耐震化の目標設定方針
兵庫県耐震改修促進計画の目標を勘案し設定する。
- ③ 住宅の耐震化の目標（平成37年度）

兵庫県目標を踏まえ、耐震化率**97%**とすることを目指す。

区分	現況（平成27年度）	目標（平成37年度）
住宅総数	12,190	12,178
耐震性あり	10,386	11,813
耐震性なし	1,804	365
耐震化率	85%	97%

1. 住宅総数の推移は、兵庫県推移に合わせた。
2. 目標数値は、兵庫県目標を達成した場合である。

住宅については、兵庫県耐震改修促進計画の目標を踏まえ、耐震化の必要性に関する啓発・相談、助成事業周知による耐震化の誘導等により、耐震化率97%達成を目指す。

(2) 多数の者が利用する建築物耐震化の現況と目標

- ① 多数の者が利用する建築物耐震化の現況（H27年時点）
県が平成27年度に実施した調査結果をもとに、本町が独自に集計した。
- ② 多数の者が利用する建築物耐震化の目標設定方針
国の基本方針及び兵庫県耐震改修促進計画を勘案し、目標を設定する。
特に、災害時に拠点となる公共施設、避難所については早期の耐震化を目指す。
- ③ 多数の者が利用する建築物耐震化の目標（平成37年度）

兵庫県目標を踏まえ、耐震化率100%とすることを目指す。

【参考】平成27年時点多数建築利用建築物数耐震化率

区分	建築物総数			新耐震基準			旧耐震基準			耐震性有		耐震性無		耐震化率(%)		
	①民間建築物	②町有建築物	③	①民間建築物	②町有建築物	③	①民間建築物	②町有建築物	③	①民間建築物	②町有建築物	③	①民間建築物		②町有建築物	
庁舎	1	0	1	0	0	0	1	0	1	0	0	0	1	0	1	0%
学校・病院・福祉施設	28	5	23	24	1	23	4	4	0	4	4	0	0	0	0	100%
その他施設	22	18	4	21	17	4	1	1	0	0	0	0	1	1	0	100%
旧耐震基準の多数利用建築物	大規模多数利用建築物	—	—	—	—	—	0	0	0	0	0	0	0	0	0	100%
	中規模多数利用建築物	—	—	—	—	—	1	1	0	0	0	0	1	1	0	0%
	小規模多数利用建築物	—	—	—	—	—	0	0	0	0	0	0	0	0	0	100%
賃貸住宅	1	0	1	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	100%
合計	52	23	29	46	18	28	6	5	1	4	4	0	2	1	1	96%

多数者が利用する建築物（詳細は別表）

耐震改修促進法第14条第1号に定める用途で、

大規模多数利用建築物

階数3以上かつ延べ面積5,000㎡以上の建築物

中規模多数利用建築物

階数3以上かつ延べ面積2,000㎡以上の建築物

小規模多数利用建築物

階数3以上かつ延べ面積1,000㎡以上の建築物

（建築物用途）

- ・学校、体育館、病院、劇場、観覧場、集会場、展示場、百貨店、事務所、老人ホームその他多数の者が利用する建築物で、政令で定めるものであって政令で定める規模以上のもの

住宅・建築物の耐震性

1 新耐震基準建築物

昭和56年6月1日より建築基準法に基づく耐震基準が改正されており、これ以降に着工した建築物等は、ごくまれに発生する大地震に対しても倒壊の恐れは少ないとされている。

2 旧耐震基準建築物

昭和56年5月以前に着工した建築物等でも、国土交通省告示に基づく耐震診断基準で倒壊の恐れが少ないと診断されるものは新耐震基準建築物と同程度の耐震性を有すると考えられる。

【別表】多数の者が利用する建築物の基準表

用途	規模要件		
	小規模多数利用建築物 （指導・助言対象）	中規模多数利用建築物 （指示対象）	大規模多数利用建築物 （耐震診断義務付け対象）
劇場、観覧場、映画館、演芸場	3階以上かつ 1,000㎡以上	3階以上かつ 2,000㎡以上	3階以上かつ 5,000㎡以上
集会場、公会堂			
病院、診療所			
ホテル、旅館	2階以上かつ 1,000㎡以上	2階以上かつ 2,000㎡以上	2階以上かつ 5,000㎡以上
老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの			
老人ホーム、老人短期入所施設、福祉ホームその他これらに類するもの			
小学校、中学校、中等教育学校の前期課程若しくは特別支援学校	3階以上かつ 1,000㎡以上	—	—
上記以外の学校			
幼稚園	2階以上かつ 500㎡以上	2階以上かつ 750㎡以上	2階以上かつ 1,500㎡以上
保育所			
体育館（一般公共の用に供されるもの）	1階以上かつ 1,000㎡以上	1階以上かつ 2,000㎡以上	1階以上かつ 5,000㎡以上
体育館（一般公共の用に供されるもの以外）			
博物館、美術館、図書館	3階以上かつ 1,000㎡以上	3階以上かつ 2,000㎡以上	3階以上かつ 5,000㎡以上
ボーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類するもの			
百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗			
飲食店、キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの			
理髪店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗			
展示場			
遊技場			
公衆浴場			
卸売市場			
車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合の用に供するもの			
自動車庫庫その他の自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設（一般公共のように供されるもの）			
自動車庫庫その他の自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設（一般公共のように供されるもの以外）			
保健所、税務署その他これらに類する公益上必要な建築物			
賃貸住宅（共同住宅に限る）、寄宿舎、下宿	—	—	
事務所			
工場	—	—	—

【参考】町有建築物の耐震基準の現況(平成27年度時点)

区分	建築物合計	新耐震基準	旧耐震基準				合計(耐震性有建築物)	現況耐震化率
				耐震補強済み	耐震性有	耐震性不明		
合計	120	98	22	6	3	13	107	89%
学校	14	8	6	5	1	0	14	100%
福祉施設	7	6	1	0	0	1	6	86%
町営住宅	2	2	0	0	0	0	2	100%
その他	97	82	15	1	2	12	85	88%

4. 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策

(1) 基本的な取り組み方針

建築物の耐震化は、それぞれの所有者等が地震防災対策を自らの問題として取り組むことが不可欠であり、町としては、既存民間建築物所有者等の取り組みを支援する観点から必要な施策を講じるとともに、自ら所有する建築物の耐震化を推進する。

(2) 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための支援策

① 簡易耐震診断の推進

住宅の簡易耐震診断推進事業により耐震診断を推進する。

② ひょうご住まいの耐震化促進事業

県は、耐震診断の結果、耐震性能が不足すると判定された住宅について、耐震改修工事費への補助を行い、既存民間住宅の耐震化を促進している。

また、町は、条件を満たす物件について、県の耐震改修工事費の補助に上乗せして30万円の補助を行っており、県の補助と合わせると、最大130万円の補助を受けることができる。このことについて、町民に周知する。

③ 住宅耐震改修工事利子補給支援事業

金融機関から融資を受けて住宅の耐震改修工事を実施する場合に、県が利子補給を実施している。このことについて、町民に周知する。

要件 ア：昭和56年5月以前に建築された住宅であること

イ：わが家の耐震改修促進事業の改修工事費補助を受けていること

ウ：住宅改修の適正化に関する条例による登録を受けた事業者が実施する工事であること

④ バリアフリーリフォーム補助との連携

人生80年いきいき住宅助成事業の要件として、旧耐震基準住宅には耐震診断の実施を義務付ける。

(5) 優先的に耐震化に着手すべき建築物

以下に定める建築物については、優先的に耐震化に着手すべき建築物とする。

- ① 避難所として利用する建築物又は災害時に拠点となる学校、病院、福祉施設
- ② 兵庫県耐震改修促進計画において「地震時に通行を確保すべき道路」として指定する道路の沿道建築物で、地震で倒壊した場合においてその敷地に接する道路の通行を妨げ、多数の者の円滑な避難を困難とするおそれがある建築物（通行障害既存耐震不適格建築物）

法7条第三項第一号の規定により、町耐震改修促進計画に記載された道路に接する通行障害既存耐震不適格建築物の所有者は、当該通行障害既存耐震不適格建築物について、耐震診断を行い、結果について所管行政庁に報告しなければならない。

また、法第11条地震に対する安全性の向上を図る必要があると認められるときは、当該要安全確認計画記載建築物について耐震改修を行うよう努めなければならない。

【参考】 地震時に通行を確保すべき道路として指定する道路
(兵庫県耐震改修促進計画)

- ・兵庫県地域防災計画に定める緊急輸送路（国道2号ほか301路線）

【猪名川町における兵庫県地域防災計画に定める緊急輸送路一覧】

	路線名		区間	管理
1	国道173号線	始	川西市鼓が滝1丁目7（兵庫県大阪府境）	県
		終	川辺郡猪名川町民田（兵庫県大阪府境）	
2	川西篠山線	始	川西市錦松台17-3（鶯が丘交差点）	県
		終	川辺郡猪名川町万善佐保姫86-1（万善交差点）	
3	川西三田線	始	川西市一庫3丁目10-6（北摂理山街道交差点）	県
		終	川辺郡猪名川町紫合辻北635（紫合北ノ町交差点）	
4	川西三田線	始	川辺郡猪名川町万善佐保姫45-4（川西篠山線交差点）	
		終	三田市志手原881-7（有馬富士公園口交差点）	
5	差組紫合線	始	川辺郡猪名川町紫合辻北635（紫合北ノ町交差点）	猪名川町
		終	川辺郡猪名川町上野町廻	

5. 建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及に関する事項

建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及を図り、官民あわせて住宅・建築物の耐震化に取り組む。

(1) 相談体制の整備（再掲）

建築物の耐震診断及び耐震改修の実施を希望する市民の相談に対応するため、都市政策課において相談窓口を開設する。

相談内容は、住宅の簡易耐震診断の実施に関すること、町及び県の補助事業の実施に関することとする。

また、技術的な相談については、建築関係団体と連携して対応する。

(2) 自治会等との連携

建築物の耐震化は地域の防災活動の一環であることから、自治会等の自主防災組織やNPOなどと連携し、住宅・建築物の耐震化について啓発活動を行う。

(3) 関係団体との連携

建築士会、建築設計事務所協会等の関係団体と連携し、建築物の耐震化について啓発活動を行う。

また、市民からの技術的な相談については、関係団体と連携して対応する。

(4) 草の根意識啓発活動

自治会やまちづくり協議会などのまちづくり活動と連携するなど、できるだけ効果が高い方法で実施する。

6. 建築基準法による勧告又は命令等について所管行政庁との連携に関する事項

町は、本計画を推進するため、町に存する要安全確認計画記載建築物について把握し、所管行政庁である県と連携して、多数の者が利用する建築物又は優先的に耐震化に着手すべき建築物の耐震化を促進する。

用語説明

● 南海トラフ地震

南海トラフ地震とは、日本列島の太平洋沖、「南海トラフ」沿いの広い震源域で連動して起こると警戒されている地震のこと。南海トラフとは、静岡県の駿河湾から九州東方沖まで続く深さ 4,000 メートル級の海底の溝(トラフ)で、フィリピン海プレートがユーラシアプレートの下に沈み込む境界にある。総延長は約 770 キロメートル。「トラフ」は「舟状海盆」と訳され舟底のようなくぼ地を意味し、水深 6,000 メートル以上に達する海溝と区別される。

● 簡易耐震診断推進事業

1981年(昭和56年)5月以前に着手した住宅の所有者の求めに応じて、兵庫県内の市役所、町役場が建築士等の簡易耐震診断員を派遣して調査・診断を行い、その結果を住宅所有者に報告する事業。木造戸建住宅の場合、所有者の負担は無料。

● 耐震改修

現行の耐震基準に適合しない建築物の地震に対する安全性の向上を目的として、増築、改築、修繕若しくは模様替え又は敷地の整備(擁壁の補強など)を行うこと。

● 新耐震基準

住宅・建築物を建築するときに考慮しなければならない基準は建築基準法によって定められおり、地震に対して安全な建築物とするための基準を「耐震基準」と呼ぶ。現在の耐震基準は、1981年(昭和56年)の建築基準法の改正によるもので、それ以前の耐震基準と区別するために「新耐震基準」と呼ばれている。新耐震基準では、中程度の地震に対しては建築物に被害が起こらないことを、強い地震に対しては建築物の倒壊を防ぎ、建築物内もしくは周辺にいる人に被害が及ばないことを基準としている。

● 耐震改修促進計画

住宅・建築物の耐震診断及び耐震改修等の耐震化の取り組みを計画的に進めることを目的とし、耐震化の数値目標や具体的な施策を盛り込んだ計画。2006年(平成18年)1月に「建築物の耐震改修の促進に関する法律」が改正施行され、都道府県に対して策定が義務づけられるとともに、市町村に対しても策定の努力義務が課せられた。

● 多数利用建築物

法第14条第1号に掲げる建築物のこと。多数利用建築物のうち、法附則第3条第1項に規定する要緊急安全確認大規模建築物を「大規模多数利用建築物」、法第15条第2項に規定する特定既存耐震不適格建築物を「中規模多数利用建築物」、法第14条に規定する特定既存耐震不適格建築物(中規模多数利用建築物を除く。)を「小規模多数利用建築物」と呼ぶ。

● 地域防災計画

地震や風水害などの大きな災害の発生に備え、災害の予防や災害が発生した場合の応急対策、復旧対策を行うため、「災害対策基本法」に基づき、地方公共団体等が処理すべき防災上の業務や事務を定めた計画。

● 被災建築物応急危険度判定

地震後、余震等による建築物の倒壊や落下物、転倒物による二次災害を防止するため、できる限り早く、短時間で建築物の被災状況を調査し、当面の使用の可否について判定するもの。

● 兵庫県住宅再建共済制度（フェニックス共済）

自然災害による被災者が自力で住宅を再建するには、地震保険などの「自助」や居住安定支援制度などの「公助」では限界がある。兵庫県では、そのすき間を埋めるために、住宅所有者が平常時から資金を寄せ合うことにより、災害発生時に被害を受けた住宅の再建・補修を支援する「共助」の仕組みとして、住宅再建共済制度を全国に先駆けて、2005年（平成17年）9月から実施している。

● ひょうご住まいの耐震化促進事業

「耐震改修計画」を作成する費用と「耐震改修工事」を実施する費用に対する兵庫県が実施する補助事業。対象となる住宅は、1981年（昭和56年）5月以前に着工され、耐震診断の結果、耐震性が劣ると判断されたもの。木造戸建住宅の場合、耐震改修計画作成費について計画見積金額の2/3（上限20万円）、耐震改修工事費について工事金額によって定額の補助が受けられる。（対象となる費用が50万円以上100万円未満の場合は30万円、対象となる費用が100万円以上200万円未満の場合は50万円、対象となる費用が200万円以上300万円未満の場合は80万円、対象となる費用が300万円以上の場合は100万円）

● 人生80年いきいき住宅助成事業

在宅福祉を望む高齢者や障がいのある人が、住み慣れた住宅で安心して健やかに生活ができるように、一定要件のバリアフリー住宅改造に対して、費用の一部を助成するもの。平成28年度より、補助要件として、簡易耐震診断の実施が必要となった。

● 通信障害既存耐震不適合建築物

倒壊した場合において、前面道路の過半を閉塞する恐れのある建築物のこと。（高さ6m以上）ただし、地方公共団体が状況に応じて規則で別の定めを決めることが可能。

● 要安全確認計画記載建築物

耐震基準について既存不適合であり、法により耐震診断が義務付けられる建築物。

①地方公共団体が耐震改修促進計画において指定する緊急輸送道路等の避難路沿道建築物②都道府県が耐震改修促進計画において指定する庁舎、避難所等の防災拠点建築物。